

マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例及び熱海市都市公園条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成29年12月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第25号

マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例及び熱海市都市公園条例の一部を改正する等の条例

(マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 マリンスパあたみの設置及び管理に関する条例(平成17年熱海市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「午前9時から午後9時まで」を「午前10時から午後7時まで」に改める。

(熱海市都市公園条例の一部改正)

第2条 熱海市都市公園条例(昭和41年熱海市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「、マリンスパあたみの利用その他の管理に関してはマリンスパあたみの設置及び管理に関する条例(平成17年熱海市条例第20号)の」を削り、同条第4項中「及びマリンスパあたみ」を削る。

別表第2の2 有料公園施設の表に次のように加える。

熱海海浜公園	マリンスパあたみ	1月1日から12月31日まで(木曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日)を除く。)	午前10時から午後7時まで
--------	----------	--	---------------

別表第5 姫の沢公園、小山臨海公園の項中「姫の沢公園、小山臨海公園」を「小山臨海公園、姫の沢公園、熱海海浜公園」に、「(6)まで」を「(7)まで」に改め、(7)を(8)とし、(2)から(6)までを(3)から(7)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 第9条の規定による利用の禁止及び制限(同条第2項第1号に掲げる事由が生じたことを理由とするものを除く。)

別表第6に次の表を加える。

### 3 熱海海浜公園

施設名	単位	利用料金
マリンスパあたま	1回	1,340円

(マリンスパあたまの設置及び管理に関する条例の廃止)

第3条 マリンスパあたまの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による改正後の熱海市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第5左欄に掲げる公園（熱海海浜公園に限る。附則第4項及び第5項において同じ。）に係る新条例第26条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行の前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。
- 3 前項の規定に基づいて行う新条例第26条第1項の規定による指定に係る指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）についての新条例第28条第2項の規定による承認は、第2条の規定の施行の前においても、新条例別表第6及び別表第7に定める額の範囲内で行うことができる。

(経過措置)

- 4 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の熱海市都市公園条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った承認その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる公園について行った同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした承認その他の行為とみなす。
- 5 第2条の規定の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為（新条例別表第5左欄に掲げる公園についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。